

花巻市における男女共同参画の推進について

1 条例の制定・施行

花巻市男女共同参画推進条例（平成 18 年 1 月 1 日施行）

条例の概略	第 1 条	目的（男女共同参画社会の実現）
	第 3 条	基本理念（推進に当たっての基本的な考え方）
	第 8 条	基本計画の策定（男女共同参画社会の形成を促進するため策定し公表）
	第 9 条	基本的施策（推進のため市が行う基本的施策）
	第 12 条	年次報告（施策の実施状況を公表）
	第 13～17 条	男女共同参画審議会（役割や組織）

2 基本計画の策定(条例第 8 条)及び推進

(1) 花巻市男女共同参画基本計画『パートナーシップ創造プラン・はなまき』

男女が対等なパートナーとしていきいきと暮らすことができる活力あるまちを、市・市民及び事業者が連携・協働しながら築くための具体的な指針です。

○ 策定の時期：平成 19 年 3 月

○ 計画の目標：「男と女が、自立し、対等な人間として尊重し合い、ともに参画するまち」の実現のため、4 つの基本目標を掲げて、計画の推進を図ります。

【基本目標 1】 男女が互いを尊重し認め合うまち

【基本目標 2】 男女ともに自立し支え合うまち

【基本目標 3】 男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち

【基本目標 4】 男女ともにいきいきと参画できるまち

○ 計画の期間：平成 19 年度～平成 27 年度までの 9 年間

(2) 基本計画の推進体制

基本計画を総合的・効果的に実施していくために庁内推進組織を設置し、市の施策を男女共同参画の視点で見直していきます。そのために、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を定期的に把握して点検・評価するとともに、年次報告として市民に公表します。また、施策に関する調査・審議のため設置されている男女共同参画審議会において、施策に対する意見をいただきます。